

労働基準関係法令違反に係る公表事案

長野労働局

最終更新日：令和7年3月末日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(同)HOPE to the Future	長野県上伊那郡辰野町	R6.7.24	最低賃金法第4条	労働者15名に、7か月間の定期賃金合計約400万円を支払わなかったもの	R6.7.24送検
(株)米山興業	長野県須坂市	R6.8.21	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	ドラグ・ショベルを用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R6.8.21送検
松本大清算貿易(株)	長野県松本市	R6.10.15	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R6.10.15送検
小池建設(株)	長野県飯田市	R7.1.17	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 労働者派遣法第45条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R7.1.17送検
(株)ワールド重機開発	長野県上田市	R7.2.13	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第155条	車両系建設機械を用いて作業を行う際、あらかじめ作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わせていなかったもの	R7.2.13送検
中島製パン(株)	長野県長野市	R7.2.19	最低賃金法第4条	労働者10名に、9か月間の定期賃金合計約1,000万円を支払わなかったもの	R7.2.19送検
森温泉騰珠(株)	長野県千曲市	R7.2.20	最低賃金法第4条	労働者9名に、5か月間の定期賃金合計約400万円を支払わなかったもの	R7.2.20送検
農事組合法人城山産業	長野県南佐久郡小海町	R7.2.20	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者に最大荷重1トン以上のフォークリフトを運転させたもの	R7.2.20送検
(株)都市貨物輸送	神奈川県相模原市	R7.2.21	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の6	フォークリフトを用いて作業を行う際、フォークリフトの転落防止措置を講じることなく作業を行わせたもの	R7.2.21送検
(株)アスリート・ギフト	長野県長野市	R7.3.4	最低賃金法第4条	労働者12名に、7か月間の定期賃金合計約700万円を支払わなかったもの	R7.3.4送検
(株)市川商会 中野メディアムセンター	長野県中野市	R7.3.5	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第255条	高熱である焼却灰の飛散等により労働者に火傷の危険が生ずるおそれがあったのに、その危険を防止するための保護具を備えていなかったもの	R7.3.5送検
カンロ(株) 朝日工場	東京都新宿区	R7.3.18	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R7.3.18送検
(株)オーイケ	長野県東筑摩郡山形村	R7.3.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の6	フォークリフトを用いて作業を行う際、フォークリフトの転落防止措置を講じることなく作業を行わせたもの	R7.3.18送検
T.R.E.	長野県松本市	R7.3.24	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	足場の解体に係る業務を行わせるにあたり、当該業務に関する特別教育を行っていないかったもの	R7.3.24送検